

(児童生徒・保護者の皆様向け)

揖斐川町立小中学校の児童生徒・保護者の皆様は必ず読んでください。

揖斐川町小中学校学習用

タブレット利 用 ガイド

第2版 令和7年10月



～iPad を正しく使って、ひろげよう、ひとりひとりの学び～



揖斐川町教育委員会学校教育課



(児童生徒・保護者の皆様向け)

改訂履歴

改訂年月日	版	改訂理由
令和 3 年 2 月	1.0	新規作成
令和 7 年 10 月	2.0	i P a d 導入（更新）に伴う改訂

揖斐川町立各小中学校の児童生徒及び保護者の皆様へ

揖斐川町教育委員会では、令和 2 年度より第 1 期 GIGA スクール構想として、教室の ICT 環境の整備（無線 LAN、電子黒板等）を行い、ICT 教育を推進してきました。また、学習支援ソフトも導入し、タブレットと学習支援ソフトを活用した新しいスタイルの授業を通じて学びを深め、児童生徒の皆さんの学力向上を支援してきました。新型コロナウイルス感染症に係る自宅待機時においては、オンラインによる家庭協働学習を実施しました。

現在、第 1 期 GIGA スクール構想から 5 年が経過しようとしており、現在使用しているタブレットについては、バッテリーの消耗等本体の老朽化が進んでいる状況下にあります。このような状況下の中、国による第 2 期 GIGA スクール構想により、児童生徒用の学習用タブレット更新のための補助金制度が整備されたため、揖斐川町教育委員会では、町の予算と国の補助金を活用して次期タブレットの更新計画を進めてきました。今回導入するタブレットは、操作性や利便性に優れた iPad を選定し、さらなる ICT 環境の向上を企図しております。

令和 7 年 11 月から運用開始予定となっている iPad は、町の予算や国の補助金、つまりは国の予算を活用して導入するもので、児童生徒の皆さんが卒業した後は、新入生が使用することになります。「自分自身が責任をもって管理する」、「みんなが使用するもの」という思いで大切に扱ってください。正しい使い方で、ひとりひとりの学びや可能性がひろがることを願っております。

保護者の皆様におかれましては、今後とも揖斐川町の各小中学校の教育活動にご理解、ご協力賜りますよう、また、お子様の学力向上に向けてご支援賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年 10 月
揖斐川町教育委員会

目 次

1	はじめに.....	1
1.1	タブレット（i P a d）整備の目的	1
1.2	i P a dで何ができるか？	1
2	i P a dのチュートリアル	2
2.1	ハードウェア.....	2
2.2	ソフトウェアやi P a dに付属する便利機能	8
2.3	タブレット端末（i P a d）の一括設定事項について	13
3	i P a d使用に関するガイドライン	14
3.1	学習者用タブレット端末（i P a d）使用のルール	14
3.2	小学校用 タブレット端末（i P a d）使用のルール	17
3.3	中学校用 タブレット端末（i P a d）使用のルール	20
3.4	トラブルシューティング	23

1 はじめに

1.1 タブレット（i P a d）整備の目的

第 1 期 GIGA スクール構想においては、令和時代の学校のスタンダードとして、また、新学習指導要領における新しい学びの手段として、町立小・中学校に通う児童生徒 1 人につき 1 台の学習者用 Windows タブレットを整備、運用してきました。

今回のタブレット更新では、操作性や利便性に優れた i P a d を新たに配備し、さらなる ICT 環境の向上を企図しております。今まで以上に児童生徒が協働的に学び、自ら考え、表現するために i P a d 活用することを願いとしております。保護者の皆様にはご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

1.2 i P a d で何ができるか？

(1) 学校の授業の中で、文房具として

- ・インターネットで調べ学習
- ・デジタル教科書で動く図、絵などをみて学習（特定の教科のみ）
- ・黒板やノート、校外学習の様子を写真・動画で記録
- ・i P a d 上での共同作業
- ・プログラミング学習

2 i P a d のチュートリアル

- ・体育における運動記録とその分析

(2) 授業外や学校外で活用ができること

- ・児童会や生徒会活動で活用
- ・家庭での学習
- ・オンライン授業
- ・オンラインミーティング

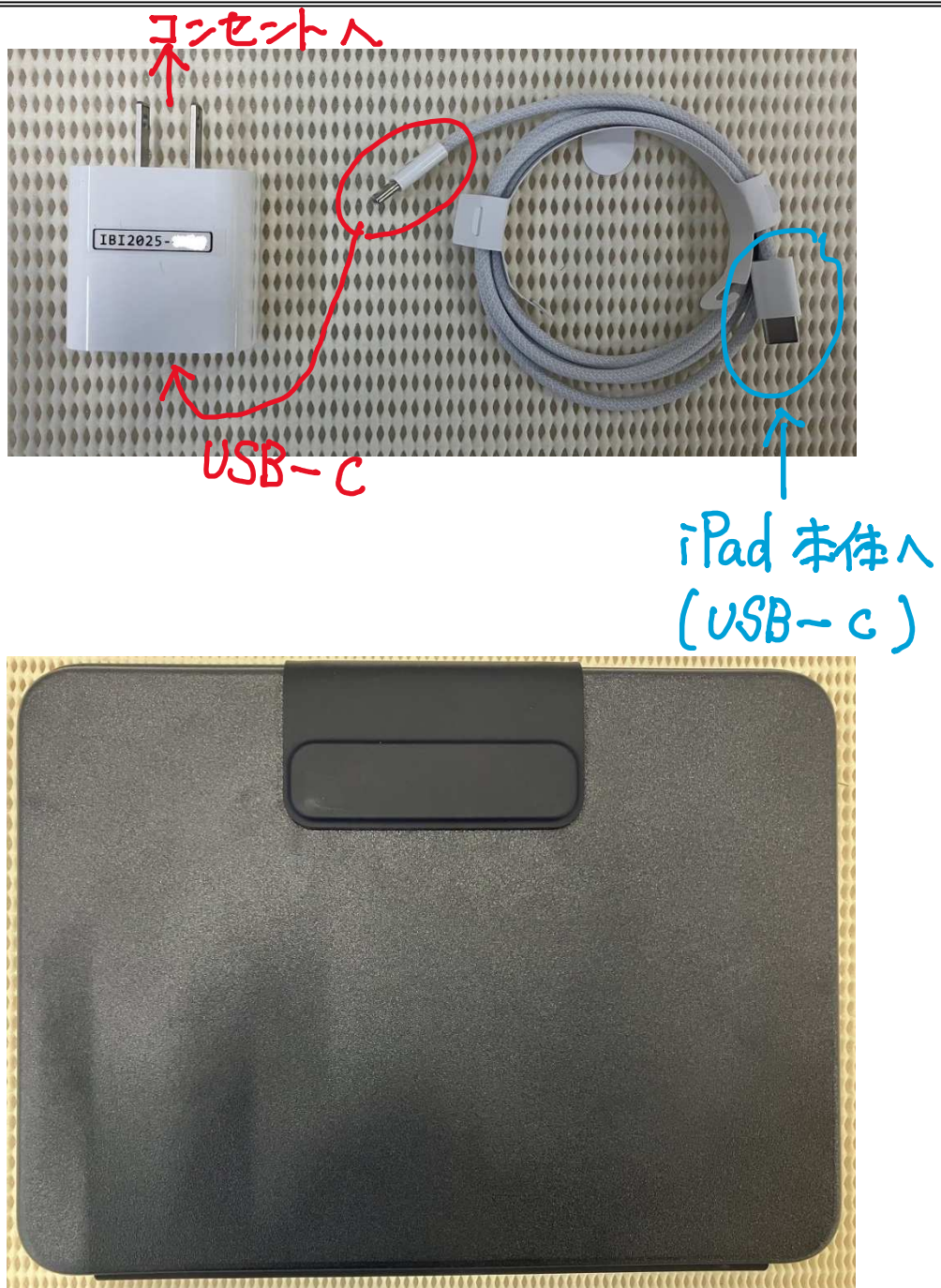
2 i P a d のチュートリアル

2.1 ハードウェア

(1) 各部の名称と機能、充電、持ち運び、付属品について



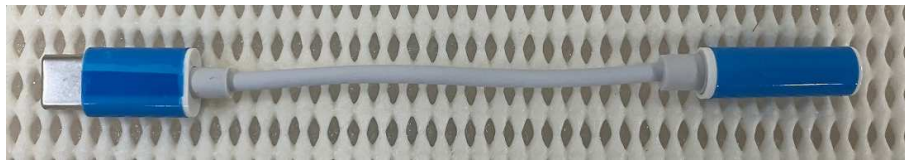
2 i P a d のチュートリアル



※ i P a d 本体の持ち運び時は、きちんと閉じて持ち運びする。



※タッチペン



※オーディオ変換ケーブル（イヤフォンを差し込む端子がないため、この変換ケーブルを使います。）

付属品によっては、使用頻度などが異なるため、学校判断で学校内に保管する場合もあります。

（２）Wi-Fi、i P a d の名前、Microsoft アカウント

- ・ Wi-Fi



「設定」アイコン

学校校舎内の Wi-Fi への接続は、教育委員会において一括で管理しますが、家庭の Wi-Fi にも接続することができます。

「設定」→「Wi-Fi」→接続したい Wi-Fi を選択→パスワードを入力

- ・ i P a d の名前 (ホスト名)

i P a d に設定されている管理番号が表示されます。管理番号は、本体等に貼り付けしてありますラベルシールにも記載されています。

「設定」→「一般」→「情報」→「名前」

- ・ Microsoft アカウント

i P a d 上で Teams、OneDrive 等の Microsoft 系アプリを使う際に必要となります。Microsoft アカウントは、Windows タブレットで使用してきたものと同じアカウントを引き続き使います。新しい i P a d を使用する際には、Microsoft アカウントへのログインをします。令和 8 年度以降の新入生については、その都度アカウントを作成し、学校を通じてお知らせします。

(例) **ibi0****R****@ibigawaedu.onmicrosoft.com**

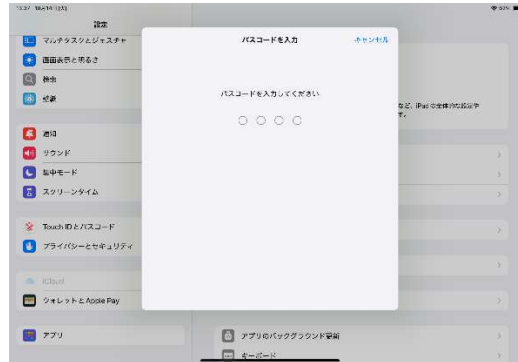
- ・ パスコード

画面を表示させて使用を始めるときは、パスコードの入力が必要です。初期設定では、全台数とも同じ 4 ケタのパスコードにしてあります。(担任の先生などに

確認してください。) **自分の情報を守るためにもパスコードは必ず変更してください。**

パスコードの変更の仕方は、以下のとおりです。

「設定」→「Touch ID とパスコード」→変更前のパスコードを入力（以下）



(現在の)
パスコード入力

→「パスコードを変更」→変更前のパスコードを入力→新しいパスコードを入力

(確認のため2回入力)



現在の
パスコード入力



新しい
パスコード入力

2 i P a d のチュートリアル



新しい

パスコード入力

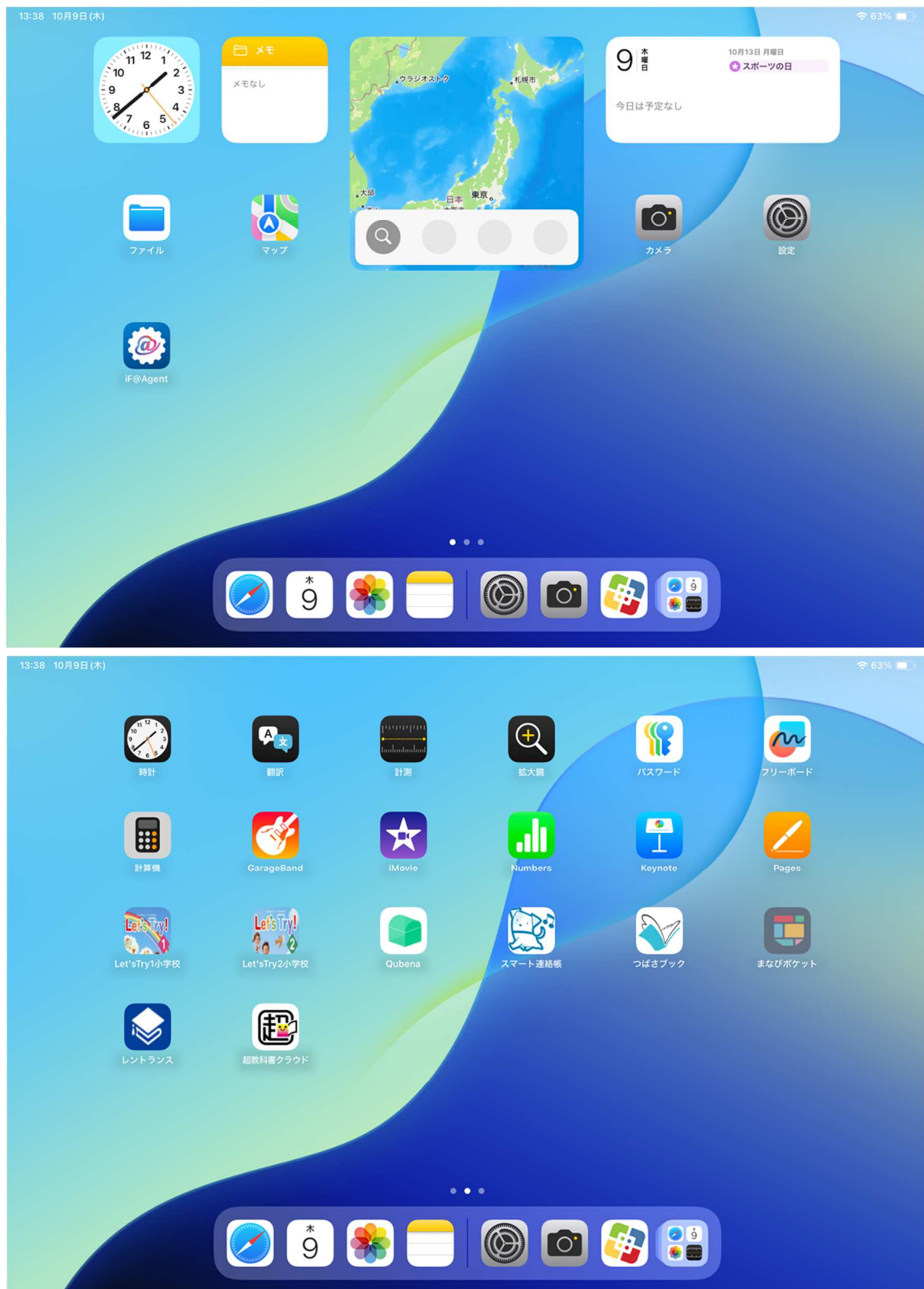
(2回目)

※ パスコードを10回間違えると、i P a d の初期化が必要となります。初期化すると i P a d に直接保存してあるデータは消去されることになります。作ったデータは、常に「OneDrive」(アプリ) などを使用して、クラウド保存領域に保存するように心がけましょう。

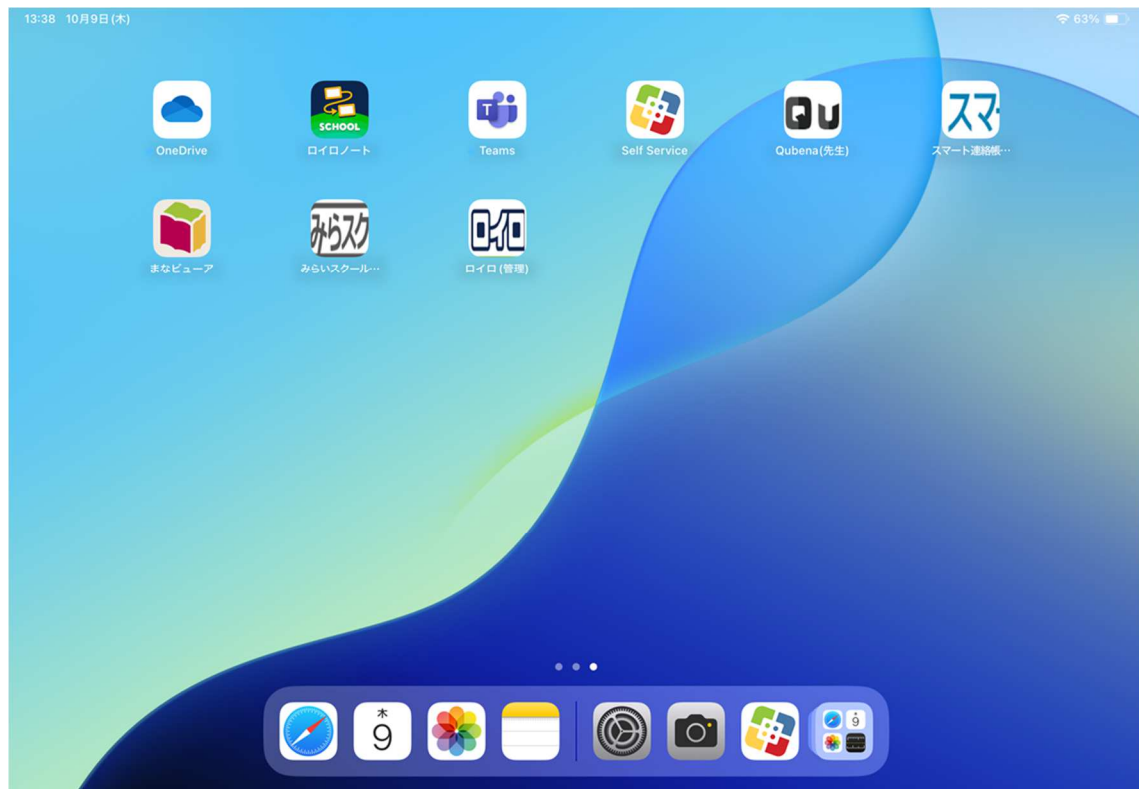
※ 学校からパスコードを指定のものに変更するよう指示があった場合は、学校指定のパスコードに変更してください。

2.2 ソフトウェアや i P a d に付属する便利機能

(1) i P a d のホーム画面様子 ※以下の画面は、教師用画面の状況です。



2 i P a d のチュートリアル



※教職員用アプリやショートカットは、児童生徒用 i P a d にはインストールされていません。

(2) 主なアプリやショートカットについて



Safari・・・インターネットブラウザ

- ・インターネット（調べ学習）
- ・ファイルのダウンロード



写真・・・写真の整理、写真の編集

- ・撮影した写真の閲覧や編集。



マップ・・・地図アプリ

- ・場所やルートを探索



メモ・・・テキスト・手書きメモ

- ・テキスト＆手書きメモ

(ペン先種類や色、太さを選べます。)

2 i P a d のチュートリアル



カメラ・・・写真・動画の撮影

- ・カメラで撮影



ファイル

- ・ i P a d に保存されたファイルの確認



時計

- ・日本時間に設定
- ・アラーム機能
- ・ストップウォッチ
- ・タイマー



計測

- ・カメラで撮影しながら、長さを測ることができる。



ロイロノート・・・共同学習アプリ

- ・カード投稿して意見共有
- ・資料配布、課題回収等



フィルタリングソフト

- ・安全安心にインターネットをつかうためのシステム。

※アプリの完全消去はできないようになっています。



Teams・・・授業支援アプリ

- ・オンライン会議、授業
- ・資料共有



OneDrive・・・クラウド型ファイル保存

- ・Microsoft アカウントでサインイン
- ・作成したデータをクラウドに保存可能



Pages・・・文書作成

・文書の作成、保存



Numbers・・・表計算

・表やグラフの作成



Keynote・・・プレゼンアプリ

・プレゼンの作成・保存



Jamf Self Service・・・アプリカタログ

・教育委員会や学校が指定したアプリ

をここからインストールできます。



Garage Band・・・音楽録音、編集

・演奏や録音、編集が可能



iMovie・・・動画編集

・動画の作成、編集が可能



スマート連絡帳(児童生徒用)

・連絡帳サービスへのショートカット



Qubena・・・AI ドリル教材

・AI ドリル教材へのショートカット

(3) 便利機能

スクリーンショット・・・ i P a d に表示されている画面を動画や静止画として保存

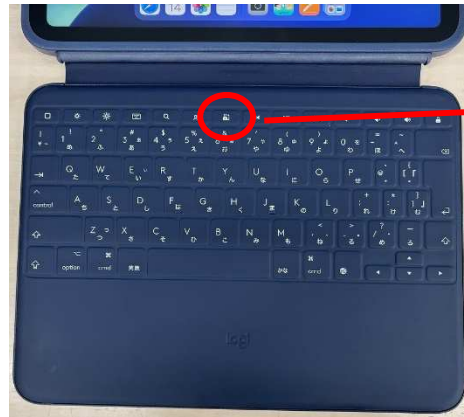
画面キャプチャ Apple 公式サイト



<https://support.apple.com/ja->

[jp/guide/ipad/ipad08a40f3b/ipados](https://support.apple.com/ja-jp/guide/ipad/ipad08a40f3b/ipados)

画面キャプチャ(キーボードのボタン利用の場合)



このボタンを押すと可能

画面録画 Apple 公式サイト



<https://support.apple.com/ja-jp/102653>

マルチタスク ……複数のアプリを同時に立ち上げて閲覧編集する機能

Slide Over や Split View、ピクチャ・イン・ピクチャなど

Apple 公式サイト



<https://support.apple.com/ja-jp/102576>

2.3 タブレット端末 (i P a d) の一括設定事項について

(1) アプリのインストール

学習に必要なアプリは、教育委員会から一斉に自動インストールします。学校毎や学年毎で必要と判断されたアプリについては、アプリ「Jamf Self Service」内に登録してありますので、ここから手動でインストールしてください。

(2) アプリの削除

標準アプリや自動インストールしたアプリは、削除できないようにしてあります。ホーム画面から取り除く（アプリ自体は本体から消えません）ことはできるようになっていますので、誤ってアプリアイコンをホーム画面から取り除かないようにしてください。

(3) 「探す」機能について

i P a d を紛失した場合は、速やかに学校の先生に申し出てください。紛失時の位置情報を確認するモードに切り替えることにより、“場合によっては”おおよその位置が確認できることがあり、紛失場所の手がかりをつかめることがあります。

(4) iTunes Store や App Store での購入制限

自由にアプリのインストールをしたり、コンテンツの購入をできないようにしてあります。

(5) フィルタリングシステムによるインターネットの閲覧制限

不適切な内容を閲覧できないようにフィルタリングシステムを導入しています。

3 i P a d 使用に関するガイドライン

3.1 学習者用タブレット端末（i P a d）使用のルール

＜保護者の方へ＞

- (1) iPad は揖斐川町教育委員会が無償で貸し出しているものです。卒業時に、別途定める日までに返却してください。なお、卒業後は新入生が使用することになりますので、大切に扱ってください。
- (2) 学校外への持ち運びの際は、タオルに包むなどしてタブレットを傷や衝撃から守り、登下校中で置き忘れたり、紛失しないようご家庭でも見守りやお話をお願いします。
- (3) タブレットは学習活動以外で使用しないでください。
- (4) タブレット一式（i P a d 本体、キーボード付ケース、充電ケーブル）は、破損や紛失等がないようご家庭でも管理してください。
- (5) タブレット一式を売却、廃棄又は故意に壊さないようご家庭でも見守りをお願いします。
- (6) 家庭学習で使用する時間や場所など家庭でのルールをお子様と相談して決めてください。
- (7) 学校内での充電及びインターネット通信に係る経費は無償です。ご家庭での充電及びインターネット通信に係る経費は、保護者が負担してください。ご家庭でインター

ネット環境がない場合は、「3.4 トラブルシューティング」の「(3) 家庭におけるインターネット環境の整備について」を参考にしてください。

(8) タブレットの紛失・盗難・毀損(破損・故障)等への対応について。タブレット(タブレット付属品を含む)が紛失したり盗難にあたりした場合は、警察に遺失物届、盗難届を出すなどの手続きを行い、警察からの証明書を添付して、学校に届けてください。事案ごとに必要書類や手続きが異なります。

(9) 有料サイトや不適切なサイトへは接続できないようフィルタリングがかかっていますが、万が一、このようなサイト等を利用して、被害や損害があった場合、保護者の責任になります。学校及び町はいかなる責任も負わないものとし、一切の賠償等はい行いません。

(10) 不正アクセス防止等のため、揖斐川町教育委員会で利用履歴を確認できるようになっています。

(11) 故意、過失により破損させたり紛失した場合は、保護者に原状復旧に要する費用負担を求めます。

※タッチペン先や、経年劣化で内部断線することがある USB タイプ C ケーブルについて、自然故障と判断できる事案についてはこの限りではありません。

(12) 動作不良の際は、お子様を通じ、担任等の先生に報告してください。

(13) アカウント(ID・パスワード)は、厳重に管理してください。

3 i P a d 使用に関するガイドライン

(14) ルール等が守られない場合は、タブレットの使用を制限することもあります。

3.2 小学校用 タブレット端末（i P a d）使用のルール

がっこう いえ べんきょう すす つか
学校や家での勉強をわかりやすく進めるために、タブレットを使うためのルールを守ることが
だいじ かくにん ただ あんぜん
大事です。みんなでルールを確認しあいながら、タブレットを正しく、安全につかってください。

1. 目的

- べんきょう
・勉強のためにつかいます。
- しら がくしゅう じぶん かんが べんきょう
・調べ学習をして自分の考えをまとめたり、みんなといっしょにアイデアをだしあって勉強する
ためにつかいます。

2. 使う場所

- がっこう いえ
・学校と家でつかいます。
- こうがいがくしゅう ばあい せんせい
・校外学習でつかう場合は、先生がよいとお話があったらつかいます。
- とうげこうちゅう だ はい
・登下校中は、タブレットをランドセルから出しません。また、タブレットが入ったランドセルを
な あそ どうぐ
投げたりして遊びの道具にしません。

(1) 学校でつかう場合

- せんせい はなし き
・先生のお話をよく聞いてからつかいます。
- せんせい はなし ばいしょ
・つかわないときは、先生からお話のあった場所にしまっておきます。

(2) 家でつかう場合

3 i P a d 使用に関するガイドライン

- ・家の人^{いえ ひと}とよく話し合^{はな あ}い、家の人^{いえ ひと}ときめたルール^{まも}を守ります。
- ・つかわないときは、床^{ゆか}においたり、落^おとしてこわしてしまうような場所^{ばしょ}には置^おきません。

3. 大事^{だいじ}につかうために気^きをつけること

- ・なくしたり、ぬすまれたりしないように気^きをつけます。
- ・床^{ゆか}や地面^{じめん}においたり、落^おとしてこわしてしまうような場所^{ばしょ}には置^おきません。
- ・飲^のみものを飲^のみながらつかいけません。コップなどを近^{ちか}くに置^おきながらつかいけません。
(水分^{すいぶん}でぬれないように気^きをつけます。)
- ・画面^{がめん}やキーボードをたたいたり、タブレットを投^なげたりしません。タブレットが入^{はい}ったランドセルも投^なげたりしません。
- ・タブレットを持^もち運^{はこ}ぶときは、走^{はし}りません。
- ・画面^{がめん}にはってあるフィルムは、画面^{がめん}がこわれないように守^{まも}るものです。フィルムをはがそうとしたりしません。
- ・指^{ゆび}や専用^{せんよう}のタッチペンで文字^{もじ}などをかきます。鉛筆^{えんぴつ}やボールペンはつかいけません。
- ・タブレットなどに落^{らく}書き^がをしたり、シールをはったりしません。

4. 目^めの健康^{けんこう}や、安全^{あんぜん}につかうために気^きをつけること

3 i P a d 使用に関するガイドライン

- ・長い時間つかいつづけないようにします。目がつかれたときは休憩します。
- ・タブレットを友達にかしたり、つかわせたりしません。
- ・自分のことや、他の人のことをインターネットなどに書きこみしません。相手がいやな思いをするようなこともインターネットなどに書きこみしません。
- ・カメラをつかうときは、知らない人をとったりしません。学校の友達でも、必ずその人の許可をもらいます。

5. 困ったときは

- ・タブレットがうまく動かないときは、すぐに先生に知らせるようにします。
- ・タブレットがこわれたり、なくしたりしたときは、すぐに先生に知らせるようにします。

タブレットは揖斐川町から無償で借りているものです。こわれたり、なくしたりしないように

気をつけましょう。こわれたり、なくしたりしたときは、費用がかかります。

3.3 中学校用 タブレット端末 (i P a d) 使用のルール

学校や家庭での学習内容をよく理解するためにタブレットを活用していくことが大切です。タブレットを使用するためのルールを守って、^{ただ}正しく、^{あんぜん}安全に活用するようにしましょう。

1. 目的

- ・学校や家庭学習のために使用します。
- ・自分の考えを深めたり、学校の仲間と考えを出しあったりして、よりよい学習につなげます。

2. 使用する場所

- ・学校と家庭で使用します。
- ・校外学習で使用する場合は、先生と相談して使用します。
- ・登下校中は、タブレットをカバンから出さないようにします。タブレットが入ったカバンを投げたりしないようにします。

(1) 学校で使用する場合

- ・先生の指示をよく聞き使用します。
- ・使用しないときは、学校から指示のあった場所に保管しておきます。

(2) 家庭で使用する場合

- ・家の人と相談し、使用する時間など家でのルールを守って使用します。

3 i P a d 使用に関するガイドライン

- ・使用しないときは、床や落として壊れてしまうような場所には置かないようにします。

3. 大切に使用するために

- ・紛失したり、盗まれたりしないように管理します。
- ・床や地面に置いたり、タブレットの上に物をのせないようにします。
- ・飲み物を飲みながら使用したり、水分でぬれないように十分に注意します。
- ・故意に画面やキーボードを強くたたいたり、タブレットを投げたりしません。カバンにタブレットを入れて持ち運びしている場合も同様に注意して取り扱いします。
- ・タブレットを持ち運びするときは、走って移動しません。
- ・画面の保護フィルムは、はがれないように注意して取り扱いします。
- ・画面に触れるときは、指や専用タッチペンを使います。それ以外の鉛筆やシャープペンシル、ボールペンは使用しません。
- ・タブレットなどに落書きや、シールを貼り付けしたりしません。

4. 健康や安全に使用するために

- ・長時間の使用はしません。目が疲れたときは、休憩をとるようにします。
- ・タブレットを他の人に貸したり、使用させたりしません。
- ・自分や他の人の個人情報をインターネットなどに投稿しません。相手が傷ついたり、嫌

3 i P a d 使用に関するガイドライン

な思いをするようなこともインターネットなどに投稿しません。

- ・カメラをつかうときは、知らない人を撮影しません。また学校の仲間でも、必ずその人の許可をもらって撮影します。

5. 使用中に困ったときは

- ・タブレットの動作がおかしい場合は、すぐに先生に知らせます。
- ・タブレットが故障したり、紛失、盗難にあった場合、すぐに先生に知らせます。

タブレットは揖斐川町から無償で借りているものです。町の予算や、国の補助金（国の予算）で導入したものです。壊れたり、紛失しないように気をつけてください。壊れたり、紛失したときは、補償を求められます。

3.4 トラブルシューティング

(1) ソフトウェア編

- ・動かなくなってしまった。(フリーズしてしまった。)

再起動をします。方法は、「電源ボタン」と「音量ボタン (+または-)」を同時に長押しすると再起動できます。

- ・ストレージがいっぱいになりました。

不要な動画や写真がタブレット本体に保存してないでしょうか？データを整理してください。

(2) ハードウェア編

- ・壊れてしまった。

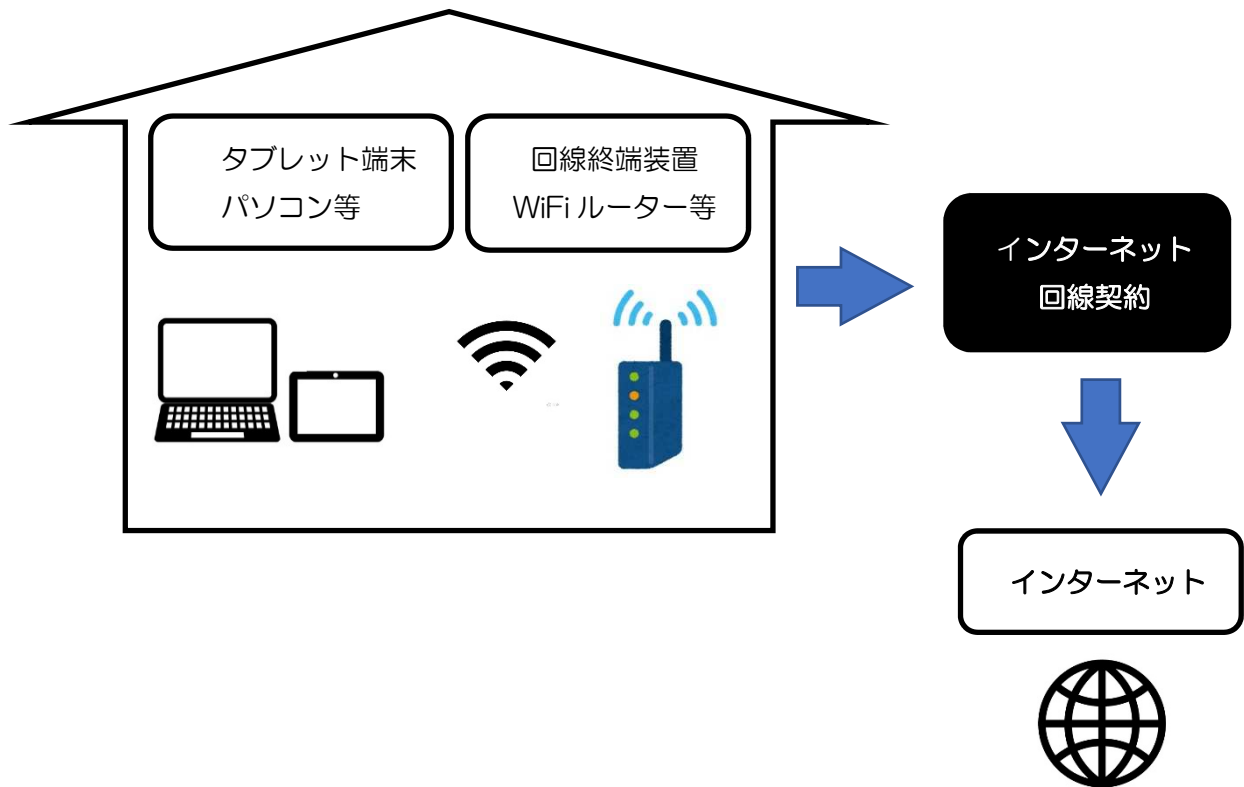
壊れた場合は、壊れた i P a d を持って、まずは先生のところへ報告しにいきましょう。個人で修理しようとしてははいけません。

- ・紛失してしまった。

紛失したことに気づいたら、すぐに先生のところへ報告しにいきましょう。インターネットにつながる場所にある場合は、探すことができる場合があります。

(3) 家庭におけるインターネット環境の整備について

ご家庭でインターネット環境を準備する場合は、インターネット回線の契約が必要です。また、W i F i を利用するためにはW i F i ルーターの購入、またはレンタルが必要です。



■ 主なインターネットサービスの種類

- ケーブルテレビ …… 大垣ケーブルテレビ等。
- 光ファイバー回線 …… 安定した高速インターネット通信。
- モバイル回線 …… 安易に導入。ただし通信制限や速度に注意。

※ご家庭にインターネット環境が整備されていない方は、揖斐川町教育委員会学校教育課(0585-23-0115)までご相談ください。WiFi ルーターの貸与申し込みについてご案内します。ただし、通信料はご家庭でご負担願います。

揖斐川町教育委員会から特定のサービス提供会社を紹介することは出来ませんのでご了承ください。詳しくは直接サービス提供会社へお問い合わせください。